

国際交流活動に係わる神戸市の後援名義の使用申請について

神戸市の国際化推進のために実施される事業（行事）に対して、神戸市の後援名義の使用承諾を受けようとする団体は、名義使用を必要とする期日の原則として2週間前までに後援名義使用許可申請書（様式1）に必要書類（行事・主催団体の概要がわかるもの、収支計画など）を添えて申請してください。

神戸市が名義使用の承諾を判断する際には下に掲げる要件に全て適合していることが必要です。

- ① 団体で行う国際交流活動であること
- ② 神戸市の国際化推進に寄与するものであること
- ③ 広く一般市民を対象とし、公開されていること
- ④ 政治活動または宗教活動でないこと
- ⑤ 主催者が政治的団体又は宗教団体ではないこと
- ⑥ 営利を主目的とした活動でないこと

（上記の条件に適合していても、行事の目的、内容について、神戸市が適当でないと認めたものについては承諾しないともあります。）

- 神戸市が後援名義の使用を承諾しましたら、後援名義使用許可通知書を送付します。後援名義の使用承諾を受けた行事は、主催者が一切の責任を負って、申請内容に従って実施していただきます。申請内容等に虚偽の事項があったときは、後援名義の使用承諾を取り消すことがあります。
- 行事の実施終了後、すみやかに行事報告書及び関係書類を提出してください。（様式任意）

【担当】神戸市 市長室 国際部国際課

TEL078-322-5010

FAX078-322-2382